

平成29年度 下北地域公共交通総合連携協議会

日時 平成29年5月23日（火）午後1時30分～

場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 下北地域公共交通総合連携協議会の経緯について

4 議事

議案第1号 副会長の選任及び監事の指名について

議案第2号 規約の一部改正について

議案第3号 会計報告

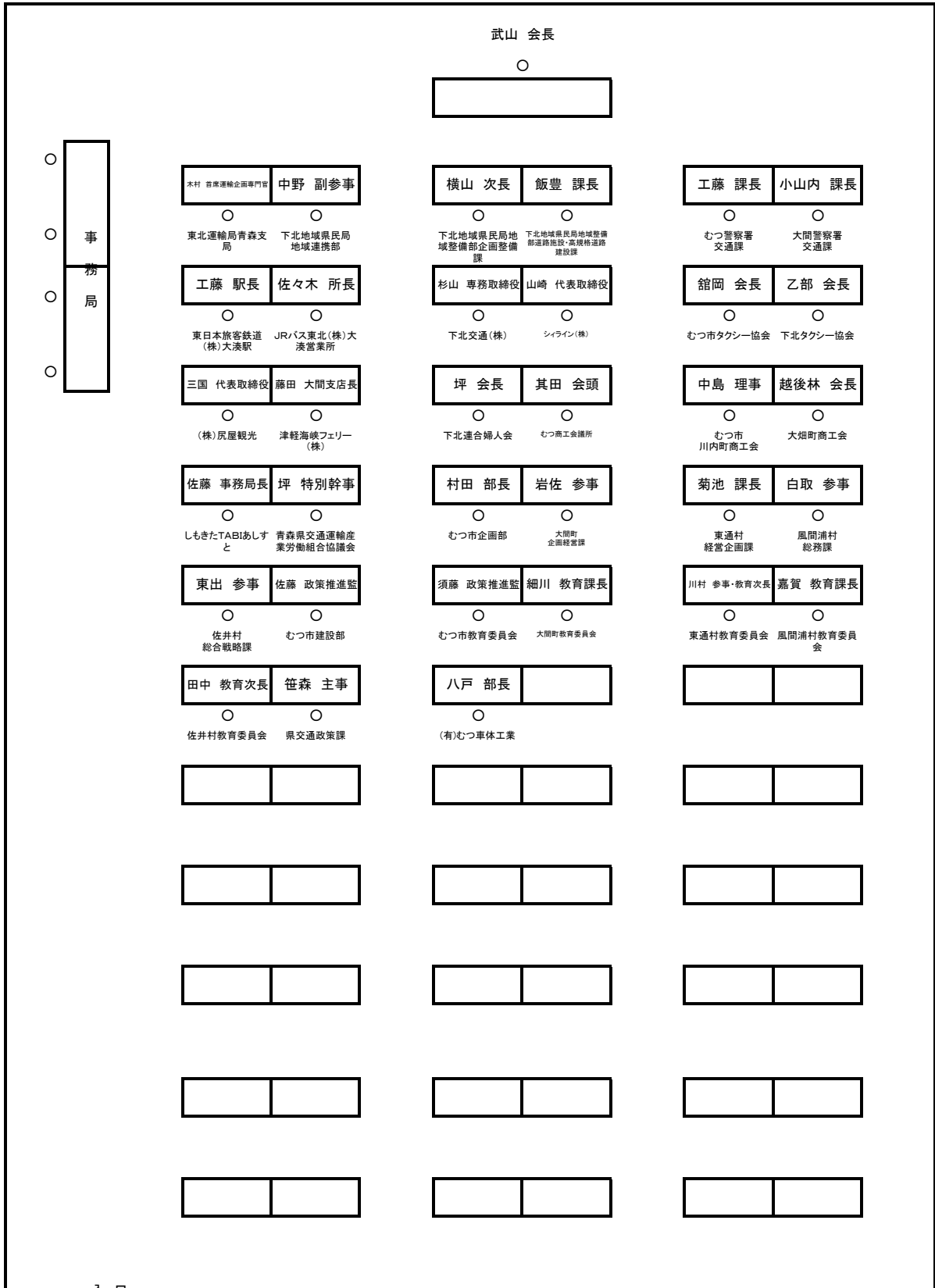
議案第4号 平成29年度事業計画（案）

議案第5号 平成29年度予算（案）

5 その他

6 閉 会

平成29年度 下北地域公共交通総合連携協議会 席図



受付

日時:平成29年5月23日(火) 13:30~

場所:むつ市役所本庁舎大会議室A

下北地域公共交通総合連携協議会委員

区分	団体名	代表者職名	氏名	備考	出席	
法第6条第2項第1号	むつ市企画部	部長	村田 尚		○	
	大間町企画経営課	参事・課長	岩佐 育夫		○	
	東通村経営企画課	課長	菊池 敢世		○	
	風間浦村総務課	参事・課長	白取 伸一		○	
	佐井村総合戦略課	参事・課長	東出 守男		○	
法第6条第2項第2号	東日本旅客鉄道(株)大湊駅	駅長	工藤 貢		○	
	JRバス東北(株)大湊営業所	所長	佐々木 英明		○	
	下北交通(株)	専務取締役	杉山 毅		○	
	シライイン(株)	代表取締役	山崎 隆一		○	
	むつ湾フェリー(株)	代表取締役	佐々木 文明		欠	
	むつ市タクシー協会	会長	館岡 清貴		○	
	下北タクシー協会	会長	乙部 文夫		○	
	下北地域県民局地域整備部 道路施設・高規格道路建設課	課長	飯豊 啓倉		○	
	下北地域県民局地域農林水産部 下北地方漁港漁場整備事務所管理課	課長	小村 光雄		欠	
	下北地域県民局地域整備部 企画整備課	次長	横山 正起		○	
	津軽海峡フェリー株式会社大間支店	支店長	藤田 英和		○	
	有限会社むつ車体工業	専務取締役	齋藤 憲一	オブザーバー 八戸部長出席	○	
	有限会社協野沢交通	代表取締役	滝本 守雄		欠	
	株式会社尻屋観光	代表取締役	三国 渉		○	
	法第6条第2項第3号	むつ警察署交通課	課長	工藤 諭		○
		大間警察署交通課	課長	小山内 一弘		○
		下北連合婦人会	会長	坪 二三子		○
		むつ市老人クラブ連合会	会長	折館 博		欠
		下北郡老人クラブ連合会	会長	松谷 幸一		欠
むつ市連合PTA		会長	二本柳 信行		欠	
下北3町村連合PTA		会長	川口 武也		欠	
むつ商工会議所		会頭	其田 桂		○	
むつ市川内町商工会		理事	中島 慶子		○	
大畑町商工会		会長	越後林 達巳		○	
大間町商工会		会長	米澤 誠		欠	
東通村商工会		会長	川村 寛		欠	
風間浦村商工会		会長	駒嶺 剛一		欠	
佐井村商工会		会長	山口 捷夫		欠	
八戸工業大学		教授	武山 泰	会長	○	
一般社団法人 しもきたTABIあしすと		事務局長	佐藤 淳		○	
国土交通省東北運輸局青森運輸支局		首席運輸企画専門官	木村 高広		○	
下北地域県民局地域連携部		副参事	中野 顕		○	
青森県交通政策課		課長	東 直樹	オブザーバー 笹森主事出席	○	
青森県交通運輸産業労働組合協議会		特別幹事	坪 勝寿		○	
むつ市建設部		政策推進監	佐藤 節雄		○	
むつ市教育委員会事務局		政策推進監	須藤 勝広		○	
青森県立田名部高等学校		校長	今井 啓之		欠	
大間町教育委員会事務局		教育課長	細川 大広		○	
東通村教育委員会事務局		参事・教育次長	川村 哲也		○	
風間浦村教育委員会事務局		教育課長	嘉賀 茂		○	
佐井村教育委員会事務局		教育次長	田中 潔		○	

1	事務局	企画部企画調整課	課長	吉田 和久
2	事務局	企画部企画調整課	主任主査	徳 学
3	事務局	企画部企画調整課	主事	内山 弘士郎
4	事務局	企画部企画調整課	主任主査	賀佐 大智

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

下北地域公共交通総合連携協議会分科会委員

	区分	団体名	代表者職名	氏名	備考
1	法第6条第2項第1号	むつ市企画部	部長	村 田 尚	
2		大間町企画経営課	参事・課長	岩 佐 育 夫	
3		東通村経営企画課	課長	菊 池 敢 世	
4		風間浦村総務課	参事・課長	白 取 伸 一	
5		佐井村総合戦略課	参事・課長	東 出 守 男	
6	法第6条第2項第2号	東日本旅客鉄道(株)大湊線営業所	所長	工 藤 貢	
7		JRバス東北(株)大湊営業所	所長	佐々木 英 明	
8		下北交通(株)	専務取締役	杉 山 毅	
9		シライイン(株)	代表取締役	山 崎 隆 一	
10		むつ湾フェリー(株)	代表取締役	佐々木 文 明	
11		むつ市タクシー協会	会長	館 岡 清 貴	
12		下北タクシー協会	会長	乙 部 文 夫	
13		津軽海峡フェリー株式会社大間支店	支店長	藤 田 英 和	
14		有限会社むつ車体工業	専務取締役	齋 藤 憲 一	
15		有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝 本 守 雄	
16	株式会社尻屋観光	代表取締役	三 国 涉		
17	法第6条第2項第3号	八戸工業大学	教授	武 山 泰	会長
18		国土交通省東北運輸局青森運輸支局	首席運輸企画専門官	木 村 高 広	
19		青森県交通政策課	課長	東 直 樹	

1	事務局	企画部企画調整課	課長	吉 田 和 久
2	事務局	企画部企画調整課	主任主査	徳 学
3	事務局	企画部企画調整課	主事	内 山 弘 士 郎
4	事務局	企画部企画調整課	主任主査	賀 佐 大 智

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

平成29年度
「下北地域公共交通総合連携協議会」

議 案 集

- | | | |
|-------|-------------------|-----|
| 議案第1号 | 副会長の選任及び監事の指名について | P.1 |
| 議案第2号 | 規約の一部改正について | P.2 |
| 議案第3号 | 会計報告 | P.3 |
| 議案第4号 | 平成29年度事業計画（案） | P.4 |
| 議案第5号 | 平成29年度予算（案） | P.5 |

議案第1号

下北地域公共交通総合連携協議会役員の選任・指名について

○副会長	1名
○監事	2名

下北地域公共交通総合連携協議会規約の
一部改正（案）について

下北地域公共交通総合連携協議会規約（平成 21 年 12 月 24 日制定）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、「連携計画」を「網形成計画」に改める。

第 3 条中「連携計画」を「網形成計画」に改める。

第 11 条中「企画課」を「企画調整課」に改める。

第 14 条第 1 項中「報酬及び費用の弁償を受けることができる。」を「学識経験者にあつては、報酬及び費用の弁償を受けることができ、その他の者にあつては費用の弁償を受けることができる。」に改める。同条ただし書中「一般職の職員」の次に「並びに交通事業関係団体から選出された委員」を加える。

議案第3号

平成28年度 下北地域公共交通総合連携協議会 会計決算

【歳入】

単位：円

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	説明
負担金	0	0	0	
繰越金	4,114,857	4,114,857	0	平成27年度より
雑収入	143	64	▲ 79	預金利息
合計	4,115,000	4,114,921	▲ 79	

【歳出】

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減 (B) - (A)	説明
事業費	100,000	24,500	▲ 75,500	◎高齢者運転免許証返納支援事業 24,500円
事務費	5,000	1,188	▲ 3,812	振込手数料
予備費	4,010,000	0	▲ 4,010,000	
合計	4,115,000	25,688	▲ 4,089,312	

収入済額（4,114,921円）－支出済額（25,688円）＝4,089,233円（次年度への繰越）

平成 29 年度事業計画（案）

1. 高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を図ることを目的として、運転免許証を自主返納された 70 歳以上の申請者に、切符及び定期券購入費用の支援を平成 26 年 4 月から行っており、平成 29 年度も同事業について引き続き実施する。

2. 下北地域公共交通網形成計画の策定

本協議会においては、平成 23 年 3 月に策定した「下北地域公共交通総合連携計画」（以下、「連携計画」という。）に基づいて、下北地域における公共交通の活性化事業に取り組んできたところであるが、下北地域の公共交通においては、利用者減少に伴う収益悪化により、市町村の財政負担も増大している傾向にある。しかし、少子高齢社会により交通弱者の増加は今後確実なものであり、地域の交通態様、需要と供給のバランス、住民の役割、公共交通への関わり方などを調査・検討し、将来に渡り持続可能な公共交通ネットワークを構築するための新たな計画策定が必要である。

連携計画においては、平成 28 年 3 月に計画期間を終えており、また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、従来の連携計画は任意の計画となり、新たに法定計画として「地域公共交通網形成計画」を策定することができることとなった。

以上のことから、平成 29 年度においては、本協議会において「下北地域公共交通網形成計画」を策定する。

議案第5号

平成29年度 下北地域公共交通総合連携協議会 会計予算

【歳入】

単位：円

項目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	説明
負担金	0	0	0	
繰越金	4,089,223	4,114,857	▲ 25,634	平成28年度より
補助金	3,500,000	0	3,500,000	国庫補助金
雑収入	113	143	▲ 30	
合計	7,589,336	4,115,000	3,474,336	

【歳出】

科目	予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A) - (B)	説明
会議費	321,400	0	321,400	委員報酬 6,500円×8回 委員旅費 2,600円×13人×4回 33,550円×4回
事業費	6,100,000	100,000	6,000,000	◎高齢者運転免許証返納支援事業 100,000円 ◎下北地域網形成計画策定 6,000,000円
事務費	900,000	5,000	895,000	アンケート調査費 900,000円 消耗品費等 50,000円
予備費	267,936	4,010,000	▲ 3,742,064	
合計	7,589,336	4,115,000	3,474,336	

平成 29 年度
「下北地域公共交通総合連携協議会」

資 料 集

下北地域公共交通総合連携協議会の経緯について P. 1

議案第 2 号関係 規約の一部改正について

新旧対照表 P. 3

議案第 3 号関係 会計報告

下北地域公共交通総合連携協議会収入支出一覧 P. 5

議案第 4 号関係 平成 29 年度事業計画（案）

1. 高齢者運転免許証自主返納支援事業 P. 6

2. 下北地域公共交通網形成計画の策定 P. 7

下北地域公共交通総合連携協議会の経緯について

下北地域における地域公共交通総合連携計画策定のため平成21年12月24日に設立

下北地域公共交通総合連携計画

1. 計画期間

平成23年度～平成27年度

(作成：平成23年3月30日、公表：平成23年3月30日)

2. 計画の区域

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

3. 基本方針

地域住民が今後とも安心して生活を営めるよう、また東北新幹線全線開業による観光客誘致促進、交流人口等の増大等に寄与するため、バス、鉄道、航路等の各種交通モード間で連携を図ることにより下北地域の公共交通を有機的に機能させる方策を構築する。(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定)

4. 目標

誰もが利用しやすい交通体系の構築とそれを継続させるための仕組みをつくり、輸送人員の減少に歯止めをかける。(平成21年度水準の維持)

5. 事業の概要及び実施主体

- ・公共交通の必要性への意識向上
実施主体：関係5市町村、地域住民、関係交通事業者、関係商工団体、学校
- ・高齢者の公共交通利用促進
実施主体：関係5市町村、地域住民、関係交通事業者、警察
- ・広域デマンド交通の検討
実施主体：関係5市町村、関係商工団体・観光団体、関係交通事業者
- ・情報提供の高度化
実施主体：関係5市町村、関係商工団体・観光団体、関係交通事業者
- ・玄関口拠点（ゲートウェイ）での接続改善
実施主体：関係5市町村、関係交通事業者、関係商工団体・観光団体
- ・停留所の改善
実施主体：関係5市町村、関係交通事業者、関係商工団体

◆平成24年度事業

◎公共交通（路線バス）利用促進事業

啓発チラシを作成し協議会構成市町村の広報紙への折り込みによる配付
（平成25年1～2月にかけて実施）

◆平成25年度事業

◎公共交通の必要性への意識向上

○公共交通を利用する運動の展開

- ・路線バスへの補助実績を公表することで、地域住民の公共交通の実態に対する認識を深め、利用促進を図った。
- ・公共交通に関する情報（ダイヤ変更等）提供により利用促進を図った。

◎ゲートウェイでの接続改善

○航路接続バスとして「ぐるりんしもきた号」の活用

- ・下北観光協議会において当該観光ルートバスを運行した。

◆平成26年度からの事業

◎高齢者の公共交通利用促進事業

○高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施

【概要】

- ・対象者 平成26年4月1日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けたむつ市及び下北郡内に住所を有する70歳以上の者
- ・支援内容 バス事業者（下北交通、JRバス、脇野沢交通）から切符及び定期券を購入について5,000円を上限に助成

下北地域公共交通総合連携協議会規約新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">下北地域公共交通総合連携協議会規約 平成21年12月24日制定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下北地域における<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、青森県むつ市中央一丁目8番1号に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的を達成するために必要なこと。</p>	<p style="text-align: center;">下北地域公共交通総合連携協議会規約 平成21年12月24日制定</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、下北地域における<u>地域公共交通総合連携計画</u>（以下「<u>連携計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 協議会の事務所は、青森県むつ市中央一丁目8番1号に置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>連携計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>連携計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか第1条の目的を達成するために必要なこと。</p>

下北地域公共交通総合連携協議会規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条 委員は、会議に出席したときは、<u>学識経験者にあつては、報酬及び費用の弁償を受けることができ、その他の者にあつては費用の弁償を受けることができる。</u>ただし、国及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員並びに交通事業関係団体から選出された委員については、これを支給しない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条 委員は、会議に出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、国及び地方公共団体の常勤の特別職の職員又は一般職の職員については、これを支給しない。</p> <p>(以下省略)</p>

下北地域公共交通総合連携協議会収入支出一覧

年度	年月日	収入額		伝票 No.	支出額	残額	支出先氏名	内容
	事業費							
	22.9.6	2,000,000	むつ市			2,001,000		むつ市より負担金納入
				1	7,800	1,993,200	三章堂印房	会長印作成費
	23.1.25	200,000	風間浦村			2,192,200		風間浦村より負担金納入
	23.1.27	200,000	大間町			2,392,200		大間町より負担金納入
	23.2.10	200,000	佐井村			2,592,200		佐井村より負担金納入
	23.2.12	143	利息			2,592,343		利息
	23.2.28	200,000	東通村			2,792,343		東通村より負担金納入
23	23.4.25	4,000,000	国交省			6,792,343		国より補助金入金
				3	5,806,363	985,980	運輸政策研究機構	連携計画業務委託委託料
				4	840	985,140	青森銀行	振込手数料
	23.8.13	140	利息			985,280		利息
	24.2.7	1,000,000	むつ市			1,985,280		23年度分むつ市より負担金納入
	24.2.11	80	利息			1,985,360		利息
24	24.8.11	159	利息			1,985,519		利息
	24.12.26	1,000,000	むつ市			2,985,519		24年度分むつ市より負担金納入
	25.1.25			1	246,015	2,739,504	協同印刷	路線バス利用促進チラシ
	25.2.9	176	利息			2,739,680		利息
25	25.8.10	219	利息			2,739,899		利息
	26.2.15	226	利息			2,740,125		利息
	26.3.18	1,000,000	むつ市			3,740,125		25年度分むつ市より負担金納入
26	26.5.12			1	5,000	3,735,125	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(4月分)
	26.5.22	500,000	むつ市			4,235,125		26年度分むつ市負担金納入
	26.8.9	290	利息			4,235,415		利息
	26.8.14			2	5,000	4,230,415	下北交通㈱	免許返納事業助成金(7月分)
	26.9.4			3	5,000	4,225,415	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(7月分)
	26.10.3			4	5,000	4,220,415	下北交通㈱	免許返納事業助成金(9月分)
	26.10.6			5	5,000	4,215,415	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(9月分)
	26.11.13			6	10,000	4,205,415	下北交通㈱	免許返納事業助成金(10月分)
	26.12.9			7	5,000	4,200,415	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(11月分)
	27.2.9			8	5,000	4,195,415	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(1月分)
	27.2.14	349	利息			4,195,764		利息
	27.3.6			9	5,000	4,190,764	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(2月分)
27	27.5.8				5,108	4,185,656	下北交通㈱	免許返納事業助成金(4月分)
	27.6.4				4,608	4,181,048	下北交通㈱	免許返納事業助成金(5月分)
	27.6.11				5,324	4,175,724	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(5月分)
	27.7.16				5,324	4,170,400	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(6月分)
	27.8.15	334	利息			4,170,734		利息
	27.9.4				5,324	4,165,410	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(8月分)
	27.12.11				5,108	4,160,302	下北交通㈱	免許返納事業助成金(11月分)
	27.12.11				5,324	4,154,978	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(11月分)
	28.1.7				5,108	4,149,870	下北交通㈱	免許返納事業助成金(12月分)
	28.2.8				10,324	4,139,546	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(1月分)
	28.2.13	351	利息			4,139,897		利息
	28.3.7				5,108	4,134,789	下北交通㈱	免許返納事業助成金(2月分)
	28.4.12				15,324	4,119,465	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(3月分)
	28.4.12				4,608	4,114,857	下北交通㈱	免許返納事業助成金(3月分)
28	28.8.13	47	利息			4,114,904		利息
	28.10.5				5,324	4,109,580	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(9月分)
	28.12.8				5,324	4,104,256	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(11月分)
	28.12.8				4,608	4,099,648	下北交通㈱	免許返納事業助成金(11月分)
	29.1.10				5,324	4,094,324	JRバス大湊営業所	免許返納事業助成金(12月分)
	29.2.11	17	利息			4,094,341		利息
	29.3.6				5,108	4,089,233	下北交通㈱	免許返納事業助成金(2月分)

1. 高齢者運転免許証自主返納支援事業

【対象者】 次のいずれにも該当すること

- 平成 26 年 4 月 1 日以降に運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方
- 免許返納を行った日、運転経歴証明書が交付された日及び市町村への申請を行う日現在で、むつ市及び下北郡内町村に住所を有する 70 歳以上の方

【支援内容】

- 5,000 円を上限に切符又は定期券の購入費用を助成。
(一人一回に限る。)
- 対象事業者
- ・下北交通(株)・J R バス東北(株)・(有)脇野沢交通

【申請の流れ】

- ① 警察署等で運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受ける。
- ② 住民登録をしている市町村に支援事業の申請。
- ② 市町村が資格者証を交付。
- ③ バス事業者から切符又は定期券を購入する際に③の資格者証を提出すると、5,000 円を上限に代金割り引きを受けることができる。

【申請に必要なもの】

- 印鑑
- 運転経歴証明書 (手数料 1,000 円)
- 申請による運転免許の取消通知書 (運転免許証を返納すると交付。)

【その他】

- 切符等の割引を受けることができる期限は、資格者証の発行日から 1 年以内です。

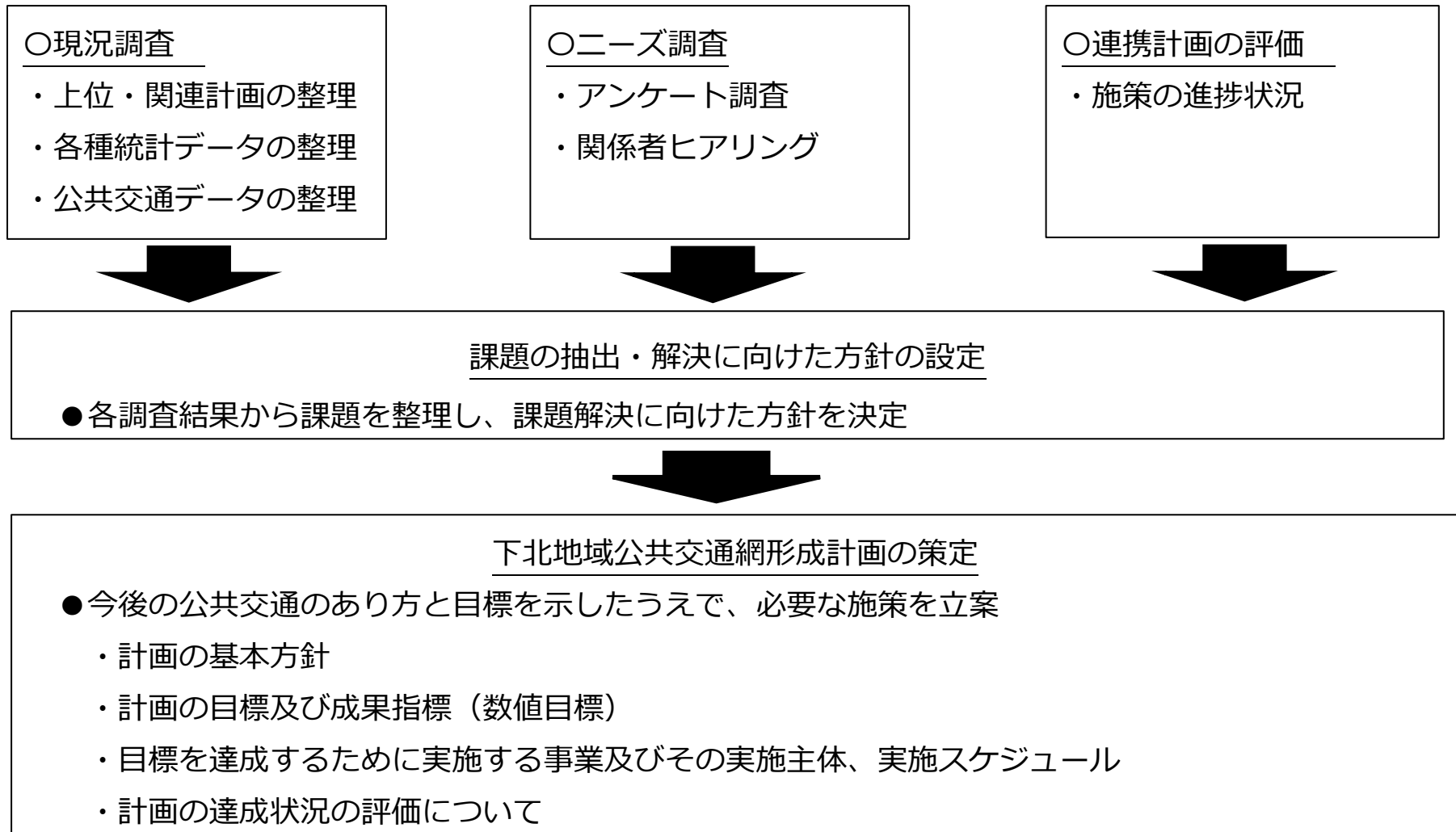
2.下北地域公共交通網形成計画の策定

● 地域公共交通網形成計画とは地域交通のマスタープランです

- ・地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明かにする「マスタープラン」
としての役割を果たす計画です。

計画に記載する事項
①基本的な方針
②計画の区域
③計画の目標
④目標を達成するために行う事業・実施主体
⑤計画の達成状況の評価に関する事項
⑥計画期間
⑦その他、計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

■ 下北地域公共交通網形成計画の策定の進め方



■ 現況調査

◇ 計画策定に関する上位・関連計画の把握

★ 計画策定に関する各種関連計画の内容を整理

- ・ 県網形成計画・総合計画（総合経営計画）・総合戦略・公共施設適正化計画・立地適正化計画 等

◇ 各種統計データ・公共交通データの整理

★ 各種データをもとに、公共交通をとりまく社会・経済情勢と地域交通の現状を分析

- ・ 下北地域の地理的特性や人口動向、移動の目的となる主要施設の配置状況 等
- ・ 公共交通網、運賃、所要時間分布等
- ・ 乗降客数、収支データ等
- ・ その他バスの運行状況

■ニーズ調査

◎アンケート調査

◇住民アンケート調査

- ・住民の移動実態、公共交通の満足度、ニーズ等を把握
- ・公共交通に対する意識を把握
- ・利用実態を目的別に把握
- ・利用ニーズを分析し、施策立案に活用

◇高校生アンケート調査

- ・通学及び高校生の移動実態を把握
- ・公共交通に対する意識を把握
- ・利用実態を目的別に把握
- ・利用ニーズを分析し、施策立案に活用

■ニーズ調査

◎ヒアリング調査

◇交通事業者等ヒアリング調査

- ・バス交通事業者へは、運転手へのヒアリングを行い、数値データから見えない意見を中心に把握
- ・鉄道・船舶事業者に対し、二次交通との連携に関する問題点・課題等を聴取
- ・タクシー協会に対し、公共交通全体の中で現在置かれている現状・課題等を聴取

◇観光ヒアリング調査

- ・観光関係者に対し、観光客の公共交通の利用実態、サービスへの要望を聴取
- ・観光客に対して来訪手段、公共交通の利用実態、満足度及びサービスへの要望を聴取

■連携計画の評価

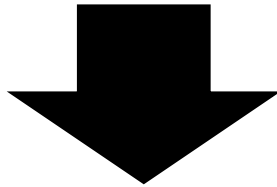
◇施策の進捗状況の検証

- ★下北地域公共交通総合連携計画に定めた施策の実施状況を評価

■ 問題点・課題の整理～計画の作成

◇ 調査結果を重ね合わせ、課題を整理し、解決に向けた方針を設定

★ 現況調査、ニーズ調査、連携計画の検証結果を重ねて、解決に向けた対応方針を設定



◇ 今後の公共交通のあり方と目標を示したうえで、必要な施策を立案

★ 「今後の公共交通のあり方」と「目標」を設定し、目標達成のために必要な施策を立案

- ・ 地域にとって望ましい持続可能な交通体系の構築のため施策を体系化
- ・ 各施策には「数値目標」を設定

★ 下北地域公共交通網形成計画として取りまとめ

